

『補償が重複する可能性のある特約』 についてご確認ください。

 共通
その他

お客様またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（東京海上日動以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。お客様のご契約について今一度ご確認ください。

例えば以下のようなケースで補償が重複する可能性があります。

- ①同居のご家族を含め、お車を複数台所有しており、ご契約している複数の自動車保険に同様の補償内容の特約をご契約しているケース
- ②自動車保険や火災保険、傷害保険等に同様の補償内容の特約をご契約しているケース



複数ご契約した場合に補償が重複する可能性のある主な特約*1*2

特約	重複する補償の内容	
	保険金額が「無制限」のご契約がある場合	保険金額がいずれも「無制限以外」の場合
①個人賠償責任補償特約	複数のご契約のうち、保険金額が「無制限」のご契約が1つでもある場合、その他のご契約から重ねて保険金が支払われることはありません。	複数のご契約のうち、いずれのご契約も保険金額が「無制限以外」の場合、それぞれのご契約の保険金額を合算した額がお支払いする保険金の上限額となります。
②人身傷害乗用具事故補償特約		
③ファミリーバイク特約 (自動車保険)	複数のご契約のうち、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険（「人身傷害あり」タイプの場合）の保険金額が「無制限」のご契約が1つでもある場合、その他のご契約から重ねて保険金が支払われることはありません。	合算した保険金額が必要な補償額となっているか、必ずご確認ください。
④弁護士費用特約 (自動車事故型)*3*4、 弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)*3*4、 弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)*3*4、 弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)*3		各特約の保険金額は、「1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円*5*6」で、それぞれのご契約の保険金額を合算した額がお支払いする保険金の上限額となります。合算した保険金額が必要な補償額となっているか、必ずご確認ください。

*1 上記の特約以外にも類焼損害補償特約、借家人賠償責任・修理費用補償特約、携行品特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等の特約でも補償が重複する可能性があります。補償が重複する可能性のある特約については、ご契約いただく保険商品の重要事項説明書でご確認ください。

*2 商品（保険種目）やご契約の始期日により、名称や補償内容、保険料が異なる場合があります。

*3 弁護士費用特約（自動車事故型）は自動車保険の特約、弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）は自動車保険・住まいの保険の特約、弁護士費用特約（日常・自動車・人格権型）は超保険の特約、弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）は団体総合生活保険の特約です。弁護士費用特約（自動車事故型）と弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）と弁護士費用特約（日常・自動車・人格権型）は補償が重複する可能性があります。また、弁護士費用特約（日常・自動車・人格権型）と弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）は補償が重複する可能性があります。

*4 自動車保険、超保険（自動車に関する補償をご契約の場合）において、記名被保険者およびそのご家族（記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子）は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。一方、これらの特約をご契約されていないお車を友人や知人等が運転中に事故があった場合、友人や知人等は補償されません。お客様のニーズに合わせて、それぞれのお車にこれらの特約をご契約するかをご検討ください。

*5 自動車保険・住まいの保険においては「損害賠償請求にかかる弁護士費用等の補償条項」、超保険においては「被害に関する紛争等にかかる弁護士費用等の補償条項」に関する内容です。

*6 自動車保険・住まいの保険の「刑事事件にかかる弁護士費用等の補償条項」、超保険の「自動車等の対人事故における刑事事件にかかる弁護士費用等の補償条項」の保険金額は、「1事故について補償を受けられる方1名あたり原則150万円」となります。

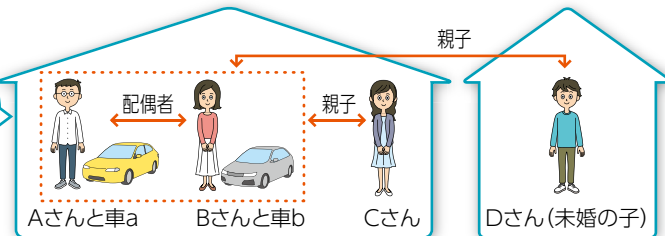
**補償が重複している場合は、
ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。**

1 契約のみに特約をご契約いただいた場合のご注意点

1 契約のみに特約をご契約いただいた場合には、将来そのご契約を解約されたときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変更等）により従来補償の対象であった方が補償の範囲から外れるとき等、補償がなくなることがあります。

以下のようなケースで、 補償が重複します。

例えば、
このような
家族の場合…



ケース①：自動車保険と住まいの保険で個人賠償責任補償特約をご契約の場合

契約1

記名被保険者：Aさん
ご契約のお車：車a

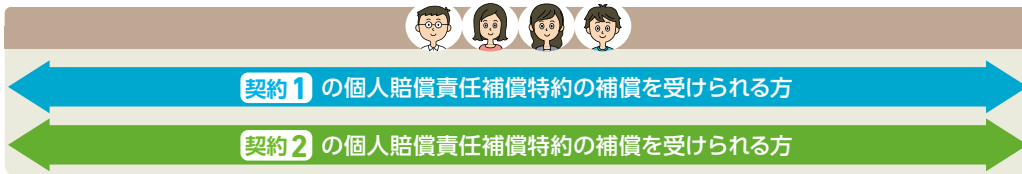
Aさんがご契約している自動車保険に
個人賠償責任補償特約あり



契約2

被保険者ご本人：Bさん

Bさんがご契約している住まいの保険に
個人賠償責任補償特約あり



補償が重複しています!!

個人賠償責任補償特約は、①ご本人*1、②ご本人*1の配偶者、③ ①②の方の同居の親族、④ ①②の方の別居の未婚の子が補償対象です。

そのため、**契約1**と**契約2**において、Aさん・Bさん・Cさん・Dさんの「個人賠償責任補償特約の補償」が重複しています。

こうして解決!!

契約1、**契約2**のいずれかにのみ個人賠償責任補償特約をご契約いただくことで、補償は重複しません。

ケース②：複数の自動車保険で人身傷害乗用具事故補償特約をご契約の場合

契約1

記名被保険者：Aさん
ご契約のお車：車a

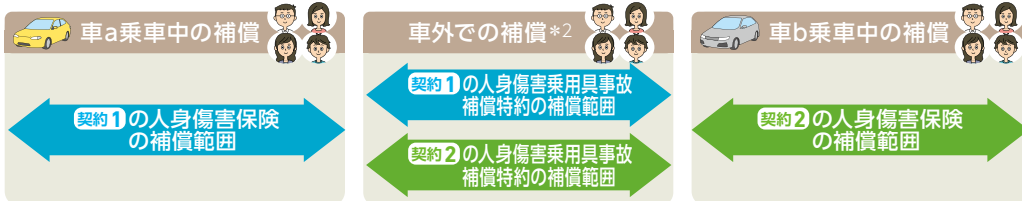
人身傷害保険あり
人身傷害乗用具事故補償特約あり



契約2

記名被保険者：Bさん
ご契約のお車：車b

人身傷害保険あり
人身傷害乗用具事故補償特約あり



補償が重複しています!!

人身傷害乗用具事故補償特約は、①記名被保険者、②記名被保険者の配偶者、③ ①②の方の同居の親族、④ ①②の方の別居の未婚の子等が補償対象です。

そのため、**契約1**と**契約2**において、Aさん・Bさん・Cさん・Dさんの「車外での補償*2」が重複しています。

こうして解決!!

契約1、**契約2**のいずれかにのみ人身傷害乗用具事故補償特約をご契約いただくことで、補償は重複しません。

*1 自動車保険においては記名被保険者、住まいの保険においては被保険者ご本人をいいます。

*2 「ご契約のお車以外のお車*3に乗車中の事故の補償」、「お車以外の乗用具*4に搭乗中の事故の補償」、「歩行中や自転車運転中における乗用具*4との接触等による事故の補償」をいいます。

*3 ①～④の方が所有または常時使用する自動車および原動機付自転車等は対象外です。

*4 乗用具とは、自動車、原動機付自転車、自転車、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限ります。）等をいいます。

※このチラシのご案内は、東京海上日動で取り扱う保険契約を対象としております。

※弁護士費用特約（自動車事故型）は「弁護士費用等補償特約（自動車）」、弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）は「弁護士費用等補償特約（日常生活）」、弁護士費用特約（日常・自動車・人格権型）は「弁護士費用等補償特約（日常生活・人格権侵害等）」のペットネーム・略称です。

※ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり（約款）」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報は、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

E26-86850(9) 修増202507
0193-GJ02-13018-202506